



# 國際知的財產政策

植村昭三

2005年12月7日

# 国際知的財産政策 —その歴史的展開—

- BIRPI時代(19世紀末 - 1960)
- 国連(UNCTAD)・WIPO時代(1960 - 1986)
- GATT/WTO・WIPO時代(1986 - 2000)
- マルチフォーラム多極化時代(2000 - 現在)
- 結び

# I.BIRPI時代(19世紀末 - 1960)

- 基本的枠組構築: パリ条約(1883)、ベルヌ条約(1886)
- 目的条項なし; 自己完結的; 10 - 20年毎に、改正作業
- 特別取極による補完((マドリッド協定(1891)、ヘーグ協定(1925)等)
- 事務局BIRPI(知的所有権保護合同国際事務局): 1893設立、1960(ベルヌより)ジュネーブに移転

## II.国連(UNCTAD)・WIPO時代 (1960 - 1985)

### ● 国連

**国連総会**(1961):ブラジル/コロンビア共同提案(「開発途上国への**技術移転**における特許の役割」に基づく決議)

**国連事務総長報告**(1964):「開発途上国への**技術移転**における特許の役割」

**UNCTAD設立**(1964);決議「**技術移転**」(1972)

**国連、WIPO、UNCTAD共同報告書**(1974):「開発途上国への**技術移転**における特許制度の役割」

### **国連 / UNCTAD**

- 1.UNCTAD制限的商慣行に関する原則とルール(1980)
- 2.国連**技術移転**国際行動規範案(1985、非採択)

### ● WIPO

**WIPO設立条約**(1967)、**WIPO設立**(1970):目的条項(知的財産国際的保護推進)

**PCT**:検討決定(1966)、採択(1970);国際出願・調査・予備審査制度;開発途上国の経済発展を前文に謳い、開発途上国技術援助規定導入

**ストラスブール協定(IPC)**:1971採択、1975発効;開発途上国による近代技術利用の容易化を目的として謳う

**国連専門機関化**(1974)(**技術移転**支援、をWIPO任務として明記。)

**調整委/パリ同盟執行委**(1974):パリ条約改正問題検討政府専門家会合創設。

**パリ条約改正外交会議**(1980 - 1984まで四期):非自発的実施権条項などを交渉、終結に至らず。(強制実施権、地理的表示等)

**ブダペスト条約**:1977採択、1980発効;微生物寄託

**特許法調和条約交渉**:1984、グレースピリオド検討より開始;1985専門家会合設置

(参考)

# WIPO's Missions

## ***WIPO Convention (1967) 第3条***

“The objectives of the Organization are:

- (i) to **promote** the protection of intellectual property throughout the world through cooperation among States and, where appropriate, in collaboration with any other international organization,
- (ii) to ensure administrative cooperation among the Unions.”

## ***UN-WIPO Agreement (1974)***

“ The United Nations recognizes the World Intellectual Property Organization ----- as being responsible for taking appropriate action-----, *inter alia,*

for promoting creative intellectual activity and  
for facilitating the **transfer of technology** related to industrial property to the developing countries in order to accelerate economic, social and cultural development”

### III. GATT/WTO・WIPO時代 (1986 - 2000)

- **GATT/WTO**

プンタ・デル・エステ宣言(1986):知的財産権の貿易的側面;TRIPS中間レビュー(1989)

- **WTO設立、TRIPS発効(1995):**パリ・ベルヌ+の最低限保護水準、最恵国待遇(MFN)規定、権利執行規定、紛争処理規定;同時に、公益のための例外(27条など)、開発条項(7条目的(技術移転促進)、8条原則(公益保護、技術移転促進)など)

- **WIPO**

マドリッド・プロトコル:1989採択;1995発効

特許法調和条約交渉:外交会議開催(1991)されるも、採択に至らず。

商標法条約:1989検討開始;1994採択;1996発効;方式、手続法の調和

WIPO/AMC業務開始(1994)

WIPO/WTO協定締結(1996):TRIPS実施に当たり、相互協力関係を樹立。

WIPOインターネット条約(1996、WCT、WPPT):TRIPSプラス、2002発効

ヘーグ協定ジュネーブアクト:1991検討開始;1999採択;2004発効

PLT(特許法条約、2000):方式、手続法の調和、2005.4発効

- **APEC:**1989発足;1995:APEC大阪行動指針;1996知的財産権専門家会合(IPEG)設立

#### IV. マルチフォーラム多極化時代(2000 - 現在) (1)

(A) 環境 / 遺伝資源(GR) / 伝統的知識(TK) / 生物多様性 / 伝統的文化表現(TCEs) / フォークロア(EoF) / 文化多様性 / 先住民族問題

- **WIPO**: 政府間委員会(IGC、2000): 国際的保護スキーム、GR開示要件などの検討; 特許法常設委員会(SCP): GR開示要件の検討; PCTリフォーム作業部会: GR開示要件の検討
- **WTO**: TRIPS理事会、TRIPSと生物多様性条約、TK、EoFとの関係の検討; 貿易レジームと環境レジームの関係の検討(ドーハ閣僚宣言、2001)
- **UNEP/SCBD**: アクセス・利益配分(ABS)作業部会(原産国の国際証明制度、利益配分の国際的レジームの検討)、TK作業部会(知財制度に基づく又は基づかない制度の検討)設立(2004)
- **FAO**: ITPGRFA(食料農業用植物遺伝資源条約(仮称)、2001): 主要農作物のアクセス方法と利益配分を規定。多国間システムを想定、IP条項、Farmers'rights(国際条約に初めて登場)あり。
- **UNESCO**: 文化多様性に関する世界宣言(2001採択)、無形文化遺産の保護に関する条約(2003採択)、無形文化遺産の保存・保全; 文化多様性条約(2003.10政府間会合設置; 2005.10.20採択): 文化多様性の保存・保全措置、既存(知財)条約との関係(相補、非従属、権利義務に影響しない)
- **UNPFII**(2000): ECOSOCの諮問機関、先住民族問題に関する助言、啓発、情報発信等を行う。WIPO, UNESCO, CBDなどの関連事業に対し先住民族の観点から勧告作成
- その他: **UPOV**、**UNCTAD**、**UNDP**、**WHO**、**UNU**、**OHCHR**、**WB**、**IFAD**など



## IV. マルチフォーラム多極化時代(2000 - 現在)(2)

### (B) 公衆衛生

- **WTO:** ドーハ閣僚会議「TRIPS協定と公衆衛生に関する宣言」(2001):31条(b)(国家緊急事態)に関する解釈合意;31条(f)(専ら国内市場向け生産)要件の緩和検討指令、一般理事会合意(2003.8.30)
- **WHO:** 知的財産権・技術革新・公衆衛生委員会(CIPIH)(2003年設立):途上国向け新薬開発奨励策の検討
- **WIPO:** 開発途上国の技術・法整備援助
- **その他:** UNAIDS、UNCTAD、WBなど

## IV. マルチフォーラム多極化時代(2000 - 現在)(3)

### (C) 人権

- 国連(世界人権宣言(1948採択);世界人権規約(1976発効)):CHR(人権委員会)、UNHCHR(OHCHR)(国連人権高等弁務官(事務所)、AIDS / HIV - TRIPS 関連; PFII(先住民族問題常設会議)、GR, TK, TC Es 関連

## IV.マルチフォーラム多極化時代(2000 - 現在)(4)

### (D) 開発 (i)

#### ● 国連

- … ミレニアム宣言(国連ミレニアム・サミット、2000):「平和、安全及び軍縮」、「開発と貧困撲滅」、「環境」、「国連強化」等について幅広く言及(グローバル化に伴う開発途上国の特別な困難を認識、など)
- … ミレニアム開発目標(MDGs):8つの目標と18のターゲット、2015年という達成期限と具体的数値目標、

## (参考)ミレニアム開発目標(MDGs)

- 目標1: 極度の貧困及び飢餓の撲滅
- 目標2: 普遍的初等教育の達成
- 目標3: 男女平等及び女性の地位強化の推進
- 目標4: 乳幼児死亡率の削減
- 目標5: 妊産婦の健康の改善
- 目標6: HIV / AIDS、マラリア、その他の疾病との闘い
- 目標7: 環境の持続可能性確保
- 目標8: 開発のためのグローバルなパートナーシップの推進**  
【ターゲット 12: さらに開放的で、ルールに基づく、予測可能でかつ差別的でない貿易及び金融システムを構築する。(良い統治、開発及び貧困削減を国内的及び国際的に公約することを含む。)]

## IV. マルチフォーラム多極化時代(2000 - 現在)(5)

### (D) 開発(ii)

- ・ UNCTAD サンパウロ・コンセンサス(2004): グローバル化の中で、政策余地と国際規律との適切なバランスを考慮することが開発途上国にとり重要、国際貿易体制及び貿易交渉からの開発利益の確保(特に、多国間貿易ルール(知的財産権、貿易と環境等)の開発の側面に関する調査・研究)
- ・ ILO グローバル化の社会的側面に関する世界委員会(2002): 委員会最終報告「公正なグローバル化: すべての人々に機会を創り出す」(2004); 知的財産権に関しては、グローバル・ガバナンスにおける公正な貿易ルールという文脈で、技術生産者と低所得国技術利用者の利益バランスの重要性を勧告
- ・ UN事務総長報告「より大きな自由を求めて」: 全ての人々のための安全、開発、及び人権に向けて」(2005.3): 欠乏からの自由(開発)(ドーハラウンド交渉における開発関連約束の遂行、等)、恐怖からの自由(平和と安全)、尊厳をもって生きる自由(法の支配と弱者保護)、国連強化(国連機構改革)を提言
- ・ **ミレニアム宣言に関する国連サミット(2005.9)**

## IV. マルチフォーラム多極化時代(2000 - 現在)(6)

### (D) 開発(iii)

#### ● WTO

ドーハ閣僚宣言(2001): 「Doha Development Agenda」と呼ばれる; 同時多発テロの発生に象徴されるグローバル化の負の側面(格差拡大等)に対処し、世界経済の安定的発展のためのWTO制度の強化と、途上国を世界貿易体制に取り込んでいくことの緊急性が認識; 知的財産権については、公衆衛生、CBD関連(前出)

#### ● WIPO

「WIPO Development Agenda」(開発促進の観点からWIPOの任務・統治の見直し、開発促進に資する規範作り、技術移転・競争政策の検討、等の提案): 2004, 9一般総会でアルゼンチン・ブラジル提案、会期間政府間会議(IIM)創設; 2005, 4第一会期(開発フレンズグループ提案); 2005, 6及び7に予定。

## IV. マルチフォーラム多極化時代(2000 - 現在)(7)

### (E) 情報社会 / IT / インターネット

- **国連 / ITU**

- 世界情報社会サミット(W SIS)

- 2003.12 第一フェーズサミット(ジュネーブ)、基本宣言及び行動計画を策定、

- WGIG(インターネット統治作業部会)設立(知的財産権問題検討)

- 2005.11.16 - 18 第二フェーズサミット(チューニス)

- **WIPO**

- 「デジタルアジェンダ」(1999):電子商取引と知的財産に関するWIPOの扱うべき課題を総括)

- ドメインネーム紛争処理:WIPOインターネット ドメインネーム プロセス(第一次(1998)及び第二次(2000))によるUDRP策定、改善のための対ICANN勧告、AMC(調停仲裁センター)によるドメインネーム仲裁サービス

- 視聴覚実演に関する国際文書、放送事業者の権利に関する国際文書(交渉中)

- **WTO**

- 「グローバル電子商取引に関する宣言」(第二回閣僚理事会、1998)により検討開始

## IV. マルチフォーラム多極化時代(2000 - 現在)(8)

### (F) 国際私法

- HCCH: 包括的(白黒灰色リスト)アプローチ(2001.6 外交会議で非採択)、限定的(管轄合意)アプローチ(2005.6.14 - 30 外交会議で採択)
- UNCITRAL: 電子署名、電子的契約の有効性等

## IV. マルチフォーラム多極化時代(2000 - 現在)(9)

### (G) エンフォースメント / 権利行使

- **WTO**: エンフォースメント規定(41 - 61条)、国際協力(69条)、紛争の防止・解決(63 - 64条)
- **WIPO**: エンフォースメント諮問会合(ACE)(2002.9)設立、規範作りなし、技術的支援、調整
- **WCO**: IPR戦略グループ(政府と民間による国際パートナーシップ)設立(2002)。不正商品、海賊品に対する税関手続きに関するモデル法(1988)改訂作業(2003)
- **INTERPOL (ICPO)**: 2001年: IIP CAG設立。2002年から六回会合。WIPO、WCO、警察、税関、民間企業・団体から構成。研修、ベストプラクティス、情報交換・データベース、コンタクトポイント、啓発に関する検討。「インターポール知財犯罪モデル(Interpol IP Crime Model)」の開発。
- **Global Congress on Combating Counterfeiting and Piracy**(世界不正商品撲滅会議)(WCO/INTERPOL共催): ブルッセル、2004.5。模倣・海賊行為問題をさまざまな観点から議論、解決に向けての具体的提言。官民代表の参加する運営委員会設立。  
2005.5: ラ米地域フォーラム(リオデジャネイロ)  
2005.11: 第二回会合(リヨン)  
2007.1: 第三回会合(ジュネーブ; WIPO主催)
- **WHO**: エイズ、マラリア、結核等の医薬品の粗悪模倣品撲滅のためのガイドラインの作成、公衆啓発用のモデル作成など。

## V. 結び(1)

- 検討フォーラムの多極化・分散化

(1) 政府間機関(多国間機関のみ)

**国連機関**: 総会; ECOSOC (経済社会理事会); UNPFII (国連先住民族問題常設会議); CHR (人権委員会); UNHCHR (OHCHR) (国連人権高等弁務官(事務所)); PFII (先住民族問題常設会議); UNCTAD (国連貿易開発会議); UNDP (国連開発計画); UNEP (国連環境計画); SCBD (生物多様性条約事務局); UNCITRAL (国連国際商取引法委員会); UNAIDS (国連エイズ合同計画)

**国連専門機関**: WIPO (世界知的所有権機関); UNESCO (国連教育科学文化機関); FAO (国連食料農業機関); IFAD (国際農業開発基金); WHO (世界保健機関); ITU (国際電気通信連合); UNIDO (国連工業開発機関); ILO (国際労働機関); WB (世界銀行)

**非国連機関**: WTO (世界貿易機関; 前GATT); WCO (世界関税機構); UPOV (植物新品種保護国際同盟); INTERPOL / ICPO (国際刑事警察機構); HCCH (ヘーグ国際私法会議); OECD (経済協力開発機構)

(2) 非政府間機関

ICANN (Internet Corporation For Assigned Names And Numbers)

(3) 地域フォーラム

APEC (アジア太平洋経済協力); ASEM (アジア欧州会合); ASEAN (東南アジア諸国連合); ASEAN + 3; SAARC (南アジア地域協力連合)



## V. 結び (2)

- 検討視点(国際政策課題)の多様化
  - 技術移転
  - 貿易
  - 環境 / 遺伝資源(GR) / 伝統的知識(TK) / 生物多様性 / 伝統的  
文化表現(TCEs) / フォークロア(EoF) / 文化多様性 / 先住民族  
問題
  - 公衆衛生
  - 人権
  - 開発
  - 情報社会 / IT / インターネット
  - 国際私法
  - エンフォースメント / 権利行使
  - その他(生命倫理、標準、試験研究、競争、など)



## V. 結び (3)

- 国際フォーラム多極・分散化  
ガバナンス(フォーラム間調整)、情報共有、  
国際ビジョン・戦略策定
- “政策空間”の多面性  
産業政策、公共政策、開発政策；  
経済、社会、文化、開発的側面；  
産業界、消費者、市民社会、開発途上国
- 政府、民間、学界の役割  
“縦”から“横”へ  
国際規範・規律のありかた